

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 3 月 31 日

火 曜 日

号 外(5)

目 次

規 則

○富山県希少野生動植物保護条例施行規則

1

規 則

富山県希少野生動植物保護条例施行規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第35号

富山県希少野生動植物保護条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県希少野生動植物保護条例（平成26年富山県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定希少野生動植物の指定の案の公告)

第 2 条 条例第 8 条第 3 項の規定による公告は、次に掲げる事項について、富山県報に登載して行うものとする。

- (1) 指定希少野生動植物の種名
- (2) 指定しようとする理由
- (3) 地域個体群にあっては、その個体が生息し、又は生育する地域
- (4) 指定希少野生動植物の指定の案の縦覧場所及び期間
- (5) 条例第 8 条第 4 項の規定による意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
(指定希少野生動植物の指定の案についての意見書の提出)

第 3 条 条例第 8 条第 4 項の規定による意見書の提出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 指定希少野生動植物の指定の案についての意見
- (3) 利害関係の内容
（公聴会の公示）

第 4 条 知事は、条例第 8 条第 5 項又は第 19 条第 6 項（条例第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、条例第 8 条第 4 項又は第 19 条第 5 項（条例第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により異議がある旨の意見書を提出した者その他当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下第 7 条までにおいて「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の公示は、公聴会の開催を予定する日の 2 週間前までに富山県報に đăng載して行うものとする。

（意見の提出）

第 5 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた公述人は、当該公聴会の開催を予定する日の 1 週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出するものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）
- (2) 公聴会において聴こうとする案件に対する意見の要旨及びその理由
（公聴会の運営）

第 6 条 公聴会の議長は、県職員のうちから知事が指名する。

2 公聴会において、議長は、公述人に意見の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、その者が出席できないときは、議長は、前条の規定により提出されている書面をあらかじめ指定する者に朗読させることによってその陳述に代えることができる。

3 公述人は、意見を述べようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

- 4 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者の陳述を許可することができる。
- 5 公述人及び前項の規定により許可を受けた者の陳述は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 6 議長は、公述人及び第4項の規定により許可を受けた者が前項の範囲を超えて陳述したとき、又は不穏当な言動をしたときは、その陳述を制止し、又は退場を命ずることができる。
- 7 議長は、公聴会の秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者に対し、退場を命ずることができる。

(調書の作成)

第7条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名しなければならない。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 出席した公述人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べた者の氏名及び役職名）
- (3) 意見陳述の内容
- (4) その他公聴会の経過に関する事項

(捕獲等の禁止の適用除外)

第8条 条例第11条第1項第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）にあつては、知事に通知したもの）に限る。）。
- (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

ア 森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の 3 若しくは第38条又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第 1 項若しくは第 2 項の規定による処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの

イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。

イ 測量法（昭和24年法律第 188号）第10条第 1 項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第 102号）第 5 条第 1 項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。

ウ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第 3 条第 1 号に掲げる施設、同条第 2 号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

エ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

オ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第 2 条第 1 項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。

カ 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第 7 条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。

キ 道路を設置し、又は管理すること。

ク 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全

を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。

コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理すること。

サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第 136号）第 3 条第14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。

シ 航路標識法（昭和24年法律第99号）第 1 条第 2 項に規定する航路標識（以下「航路標識」という。）その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物（以下「工作物」という。）を新築すること。

セ 航空法（昭和27年法律第 231号）第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。

ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 141 条第 3 項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。

タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。

チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。

ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。

テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。

ト 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。

ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

ニ 放送法（昭和25年法律第 132号）第 2 条第 1 号に規定する放送の業務又は

電気通信事業法第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

ヌ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 10 項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

ネ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財、同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観又は同法附則第 4 条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第 2 条の規定による廃止前の重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号。以下「旧重要美術品等の保存に関する法律」という。）第 2 条第 1 項の規定により認定された物件の保存のための行為

ノ 富山県文化財保護条例（昭和 38 年富山県条例第 11 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された富山県指定有形文化財、富山県指定有形民俗文化財又は富山県指定史跡、富山県指定名勝若しくは富山県指定天然記念物の保存のための行為

ハ 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 4 条に規定する鉱業、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 10 条第 1 項第 3 号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 2 条に規定する砂利採取業を行うこと。

ヒ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

フ 森林法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域又は同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第 34 条第 2 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当す

る場合の同項に規定する行為（同法第44条において準用する場合を含む。）

（指定希少野生動植物の個体の加工品）

第9条 条例第11条第2項の規則で定める加工品は、はく製その他の標本、毛皮製品、皮革製品及び羽毛製品（これらを製作し、又は製造する過程のものを含む。）とする。

（捕獲等の目的）

第10条 条例第12条第1項の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他指定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請等）

第11条 条例第12条第2項の規定による許可の申請は、指定希少野生動植物捕獲等許可申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- (3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 条例第12条第5項の許可証（以下この条において「許可証」という。）は、指定希少野生動植物捕獲等許可証（様式第2号）によるものとする。

4 条例第12条第6項の規定による従事者証の交付の申請は、指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書（様式第3号）により行うものとする。

5 条例第12条第6項の従事者証（以下この条において「従事者証」という。）は、指定希少野生動植物捕獲等従事者証（様式第4号）によるものとする。

6 条例第12条第7項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、指定希少野生動植物捕獲等許可証等再交付申請書（様式第5号）により行うものとする。

7 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

8 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあって

は、捕獲等に係る個体の市町村別の数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。

9 条例第12条第7項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

(個体の取扱方法)

第12条 条例第12条第9項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該個体を飼養栽培する場合にあつては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
- (2) 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

(身分証明書)

第13条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、様式第6号によるものとする。

(生息地等保護区の指定の案の公告)

第14条 条例第19条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について、富山県報に登載して行うものとする。

- (1) 生息地等保護区の名称
 - (2) 生息地等保護区の指定の区域
 - (3) 生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物
 - (4) 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案
 - (5) 生息地等保護区の指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所及び期限
 - (6) 条例第19条第5項の規定による意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- (生息地等保護区の指定の案についての意見書の提出)

第15条 条例第19条第5項の規定による意見書の提出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 生息地等保護区の指定の案についての意見

(3) 利害関係人にとっては、利害関係の内容

(管理地区の指定の案の公告)

第16条 第14条の規定は、条例第20条第3項において準用する条例第19条第4項の規定による公告について準用する。この場合において、第14条中「生息地等保護区」とあるのは、「管理地区」と読み替えるものとする。

(管理地区の指定の案についての意見書の提出)

第17条 第15条の規定は、条例第20条第3項において準用する条例第19条第5項の規定による意見書の提出について準用する。この場合において、第15条中「生息地等保護区」とあるのは、「管理地区」と読み替えるものとする。

(管理地区内における行為の許可の申請)

第18条 条例第20条第5項の規定による許可の申請は、管理地区内行為許可申請書(様式第7号)により行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法(指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。)を明らかにした縮尺 1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(管理地区内における既着手行為の届出)

第19条 条例第20条第8項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 行為者の住所及び氏名(法人にとっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為の場所
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法
- (7) 行為の完了の日又は予定日

2 条例第20条第8項の規定による届出は、管理地区内既着手行為届出書（様式第8号）により行うものとする。

3 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
(管理地区内における許可を要しない行為)

第20条 条例第20条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの
 - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
 - イ 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。
 - ウ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
 - エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - オ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

- カ 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
- キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第20条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第36条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。
- ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
- ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- コ 海洋水産資源開発促進法第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- シ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ス 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
- セ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
- ソ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事

- 業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項の港湾施設又は同条第 6 項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- テ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ト 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- ナ 航空法第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第 141 条第 3 項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ネ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ノ 電柱を設置すること。
- ハ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- ヒ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- フ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- ヘ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路そ

その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

ホ 送水管を農地に埋設すること。

マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを設置すること。

ミ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。

ム 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

メ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

モ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(イ)又は(キ)に掲げる工作物の改築又は増築にあっては、改築後又は増築後において(イ)又は(キ)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(ア) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの

(イ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(ウ) 旗ざおその他これに類するもの

(エ) 門、塀、給水設備又は消火設備

(オ) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 2 条第 3 号に規定する建築設備

(カ) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）

(キ) 高さが 5 メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

ヤ 条例第20条第 4 項の規定による許可を受けた行為（条例第36条第 2 項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

(2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

イ 鉱業法第 5 条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱

物の採掘のための試すいを行うこと。

ウ 露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。

オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。

カ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと（試掘坑の底の直径が30センチメートル以下のものであって周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学にあっては、知事に通知したもの）に限る。）。

(4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるものの

ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ウ 管理地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において高さが10メートル以下の木竹を伐採すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。

ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

カ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。

キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。

(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚

水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア 砂防法第 1 条に規定する砂防設備、森林法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。

イ 漁港漁場整備法第 25 条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第 3 条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウ 船舶から冷却水を排出すること。

エ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道又は同条第 5 号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。

オ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）

カ 建築基準法第 31 条第 2 項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

キ 水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。

ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 1 号に規定する船舶又は同条第 10 号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

(8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

ア 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第 2 条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又

は航空機を着陸させること。

イ 海岸法第 3 条に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ウ 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

エ 河川法第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第 6 条第 1 項第 3 号に規定する河川区域の指定、同法第 54 条第 1 項の規定による河川保全区域の指定又は同法第 56 条第 1 項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

カ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

キ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

ク 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ケ 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 3 条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第 20 条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第 21 条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

コ 港湾法第 4 条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。

(9) 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであって次に掲げるも

の

ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。

イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ウ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

エ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 保安林の区域等における森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第20条第4項第6号、第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）

イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第20条第4項第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1号に規定する事業若しくはは工事を実施する行為（条例第20条第4項第13号及び第14号に掲げるものを除く。）

ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第 313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるもの

(イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ウ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改

築後又は増築後において、幅員が 2 メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。) 。

(エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(オ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(キ) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

オ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為（条例第 20 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げるものを除く。）

カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第 20 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げるものを除く。）

キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第 20 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げる行為を除く。）。

ク 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財、同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等の保存に関する法律第 2 条第 1 項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第 20 条第 4 項第 7 号及び第 10 号から第 14 号までに掲げるものを除く。）

ケ 富山県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により指定された富山県指定有形文化財、富山県指定有形民俗文化財又は富山県指定史跡、富山県指定名勝若しくは富山県指定天然記念物の保存のための行為

コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 9 条の 2 第 1 項の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

サ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

- シ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為
- ス 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為
- セ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ソ 工作物の修繕のための行為

- (11) 条例第20条第4項第6号に掲げる行為であって同条第9項第3号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

(非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出)

第21条 条例第20条第10項の規定による届出は、管理地区内応急措置行為届出書(様式第9号)により行うものとする。

- 2 前項に規定する届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図を添付するものとする。

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第22条 条例第21条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 第8条第4号ニ又は第20条第1号エ、カ若しくはハ若しくは同条第10号シからソまでに掲げる行為
- (2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそれらのための標識を設置すること。
- (3) 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 測量法第3条の規定による測量又は水路業務法第2条第1項の規定による水路測量を行うこと。
- (5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
- (6) 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為
- (7) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。)

- (8) 富山県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により指定された富山県指定史跡、富山県指定名勝又は富山県指定天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）
- (9) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると知事が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。
- (10) 前各号に掲げる行為に附帯する行為
(立入制限地区内への立入りの許可の申請)

第23条 条例第21条第5項において準用する条例第20条第5項の規定による許可の申請は、立入制限地区内立入許可申請書（様式第10号）により行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、位置図及び立ち入る経路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付するものとする。

(監視地区内における行為の届出)

第24条 条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 行為者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為の場所
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法（指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）
- (7) 行為の着手及び完了の予定日
- 2 条例第22条第1項の規定による届出は、監視地区内行為届出書（様式第11号）により行うものとする。
- 3 前項に規定する届出書には、第18条第2項各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (監視地区内における届出を要しない行為)

第25条 条例第22条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 第20条第1号アからメまで（キ、ヘ及びホを除く。）に掲げる行為

イ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(ア)から(ウ)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(ア) 床面積の合計が 200平方メートル以下の建築物又は水平投影面積が 200平方メートル（海域にあつては、100平方メートル）以下の工作物（建築物を除く。）

(イ) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであつて高さが30メートル以下のもの

(ウ) 高さが20メートル以下のダム

ウ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保護区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第22条第1項の規定による届出をして設置されたもの（条例第36条第3項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

エ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。

オ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。

カ 幅員が4メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

キ 日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する委託業務を行う施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。

ク 工業用水道事業法第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。

ケ 条例第 22 条第 1 項の規定による届出（条例第 36 条第 3 項の規定による通知を含む。）をした行為（条例第 22 条第 2 項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第 5 項の期間を経過したものに限る。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更することであって次に掲げるもの

ア 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

イ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

ウ 養浜のために土地の形質を変更すること。

エ 第 1 号イに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

オ 面積が 200 平方メートル（海底にあっては、100 平方メートル）を超えない土地の形質の変更であって、高さが 2 メートルを超える^{の^リ}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

ア 第 20 条第 3 号イからオまでに掲げる行為

イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ウ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

オ 当該行為の行われる土地の面積が 200 平方メートル（海底にあっては、100 平方メートル）を超えず、かつ、高さが 2 メートルを超える^{の^リ}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(4) 水面を埋め立て、又は干拓することであって面積が 200 平方メートル（海底

にあつては、100平方メートル)を超えないもの

- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

ア 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 第 8 条第 4 号ネ及びノ又は第 20 条第 10 号シからソまでに掲げる行為

イ 測量法第 4 条に規定する基本測量又は同法第 5 条に規定する公共測量を行うこと。

ウ 条例第 20 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為であつて森林法第 34 条第 2 項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。

エ 水産資源保護法第 17 条第 1 項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 住宅又は高さが 10メートルを超え、若しくは床面積の合計が 500平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが 10メートルを超え、又は床面積の合計が 500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(イ) 用排水施設（幅員が 4メートル以下の水路を除く。）又は幅員が 4メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、幅員が 4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ウ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(エ) 宅地を造成すること。

(オ) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放

牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。))。

(カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。))。

カ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

キ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為

ク 大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

ケ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

コ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。))

(7) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(身分証明書)

第26条 条例第24条第3項又は第25条第3項の身分を示す証明書は、様式第12号又は様式第13号によるものとする。

(補償の請求)

第27条 条例第26条第2項の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。

(1) 請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 補償請求の理由

(3) 補償請求額の総額及びその内訳

(保護管理事業の認定の申請)

第28条 国及び地方公共団体以外の者は、条例第28条第3項の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

(2) 保護管理事業の開始の予定日

2 前項の申請書には、保護管理事業の事業計画書及び次に掲げる書類を添付する

ものとする。

- (1) 申請者の略歴を記載した書類（法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類）
- (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類
（保護管理事業の告示）

第29条 条例第28条第4項前段の規定による告示は、認定を受けた保護管理事業を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに認定を受けた保護管理事業の事業計画を富山県報に登載して行うものとする。

2 条例第28条第4項後段の規定による告示は、認定を取り消された保護管理事業を行っていた者の住所及び氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を富山県報に登載して行うものとする。

（身分証明書）

第30条 条例第34条第1項の希少野生動植物保護監視員は、希少野生動植物の保護に関する監視、指導等を行う場合は、その身分を示す証明書（様式第14号）を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（国又は地方公共団体に関する協議等の適用除外）

第31条 条例第36条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げるもの

ア 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合

イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合

ウ 種の保存に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾病のまん延を防止するため、当該伝染性疾病にかかっていることが確認された個体の捕獲等をする場合
（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

エ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合

- (ア) 砂防法第2条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第1条に規定する砂防工事を行うこと。

- (イ) 海岸法第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。
- (ウ) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第 2 条第 4 項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
- (エ) 河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該河川区域内において同法第 8 条に規定する河川工事を行うこと。
- (オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第 2 条第 3 項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
- (カ) 森林法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくばた山崩壊防止工事を行うこと。
- (キ) 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財の指定、同法第 78 条第 1 項の規定による重要有形民俗文化財の指定若しくは同法第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
- (ク) 富山県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定による富山県指定有形文化財、富山県指定有形民俗文化財又は富山県指定史跡、富山県指定名勝若しくは富山県指定天然記念物の指定のための行為
- (ケ) 第 8 条第 4 号ネ及びノに掲げる行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
- (コ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- オ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの
- (ア) 第 8 条第 4 号アからフまで（ネ及びノを除く。）に掲げる行為

- (イ) 砂防法第 2 条の規定により指定された土地以外の土地において同法第 1 条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
- (ウ) 河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域以外の区域において同法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
- (エ) 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
- (オ) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。
- (カ) 下水道を設置し、又は管理すること。
- カ 警察法（昭和29年法律第 162号）第 2 条第 1 項に規定する警察の責務として行う行為
- (2) 条例第20条第 4 項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げるもの
- ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて次に掲げるもの
- (ア) 下水道を改築し、又は増築する場合
- (イ) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合
- (ウ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合
- イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）
- ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げるもの
- (ア) 漁港漁場整備法第 5 条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

- (イ) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- (ウ) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合
- (エ) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
- (オ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- (カ) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- エ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする場合
- オ アからエまでに掲げるもののほか、次に掲げる場合
- (ア) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合を除く。）
- (イ) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第20条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が 1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が 1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）
- (ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定若しくは同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第134条第1項の規定によ

る重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

(エ) 富山県文化財保護条例第4条第1項の規定による富山県指定有形文化財、富山県指定有形民俗文化財又は富山県指定史跡、富山県指定名勝若しくは富山県指定天然記念物の指定のための行為をする場合

(オ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をする場合

(3) 条例第21条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げる行為をするためのもの

ア 雪崩の防止のための施設又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

イ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第6条第1項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。

ウ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病虫害等（それらの卵を含む。）の捕獲等を行うこと（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

エ 第8条第4号ネ及びノ又は第1号エの(キ)及び(ク)に掲げる行為

オ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。

カ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。

キ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第3条第1項に規定する自衛隊の任務として行う行為

ク 警察法第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為

ケ アからクまでに掲げる行為に附帯する行為

2 条例第36条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって前項第2号ア(ア)から(ウ)までに掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第 2 条の規定により指定された土地、海岸法第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域、河川法第 3 条第 1 項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第 18 条第 3 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が 1,000 平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が 1,000 平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

エ 前項第 2 号ウ（イ）を除く。）に掲げる場合

オ 前項第 2 号オ(ウ)に掲げる場合

カ 前項第 2 号オ(エ)に掲げる場合

キ 前項第 2 号オ(オ)に掲げる場合

(3) 前各号に掲げるものに附帯する行為をする場合

3 第 1 項第 1 号イに規定する捕獲等をした者は、捕獲等をした後 30 日以内に知事に通知するものとする。

（添付図面の省略）

第 32 条 条例第 12 条第 1 項、第 20 条第 4 項若しくは第 21 条第 4 項第 3 号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第 20 条第 8 項若しくは第 10 項、条例第 22 条第 1 項、第 8 条第 2 号若しくは第 4 号若しくは第 20 条第 3 号キの規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、第 11 条第 2 項（第 33 条において準用する場合を含む。）、第 18 条第 2 項（第 34 条において準用する場合を含む。）、第 19 条第 3 項、第 21 条第 2 項、第 23 条第 2 項若しくは第 24 条第 3 項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真（第 3 項において「添

付図面」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付するものとする。

3 第1項に該当するもののほか、条例第12条第2項若しくは第20条第5項(条例第21条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請又は条例第20条第8項若しくは第10項、条例第22条第1項、第8条第2号若しくは第4号若しくは第20条第3号キの規定による届出の行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

(教育又は学術研究等のための捕獲等の届出)

第33条 第11条第1項の規定は、第8条第2号及び第4号の規定による届出について準用する。

(教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出)

第34条 第18条の規定は、第20条第3号キの規定による届出について準用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 11 条関係)

指定希少野生動植物捕獲等許可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

指定希少野生動植物の個体の捕獲等をしたので、富山県希少野生動植物保護条例第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする個体	種名 (卵又は種子にあつては、その旨)	
	数量	
捕獲等をする目的		学術研究・繁殖・教育・その他 ()
捕獲等をする区域及び当該区域の状況		
捕獲等の方法		
捕獲等をした個体の輸送方法		
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合	飼養栽培所在地	
	栽培施設規模及び構造	
取扱者	住所	
	氏名	
	職業	
	飼養栽培に関する経歴	

備考

1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培

施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

- (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
 - 2 「捕獲等をする目的」の欄は、該当する文字を○で囲むこと。なお、詳細については、別紙に記載すること。
 - 3 申請者（法人にあっては、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
-

様式第 2 号 (第 11 条関係)

第 号		
年 月 日		
指定希少野生動植物捕獲等許可証		
富山県知事 印		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)		
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
種名 (卵又は種子にあつては、その旨)		
数量		
目的		
区域		
方法		
条件		
(注意事項)		
1 この許可証は、捕獲等をする際には必ず携帯しなければならない。 2 この許可証は、その効力を失った日から 30 日以内に、富山県知事に返納しなければならない。		
市町村名	捕獲等をした数量	処置の概要
3 返納の際にこの欄に所要事項を記入することにより、富山県希少野生動植物保護条例施行規則第 11 条第 8 項の報告とすることができる。		

様式第 3 号 (第11条関係)

指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

従事者証の交付を受けたいので、富山県希少野生動植物保護条例第12条第6項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等に係る許可証	番号	第 号
	交付年月日	年 月 日
捕獲等に従事する者の住所、氏名及び職業		
1	住所	
	氏名	
	職業	
2	住所	
	氏名	
	職業	
3	住所	
	氏名	
	職業	
4	住所	
	氏名	
	職業	
5	住所	
	氏名	
	職業	

備考 申請者（法人にあつては、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 4 号 (第 11 条関係)

第 号	
年 月 日	
指定希少野生動植物捕獲等従事者証	
富山県知事 印	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
住所	
氏名	
指定希少野生動植物捕獲等許可証の番号	
法人の名称	
種名 (卵又は種子にあつては、その旨)	
数量	
目的	
区域	
方法	
条件	

(注意事項)

- 1 この従事者証は、捕獲等をする際には必ず携帯しなければならない。
- 2 この従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に、富山県知事に返納しなければならない。

様式第 5 号 (第 11 条関係)

指定希少野生動植物捕獲等許可証等再交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

指定希少野生動植物捕獲等許可証等の再交付を受けたいので、富山県希少野生動植物保護条例第 12 条第 7 項の規定により、次のとおり申請します。

交付を受けた指定希少野生動植物捕獲等許可証又は従事者証	番号	第 号
	交付年月日	年 月 日
許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情		

備考 申請者（法人にあつては、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 6 号 (第 13 条関係)

(用紙の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。)

(表)

第	号
身分証明書	
所属	
職名	
氏名	
生年月日	年 月 日
<p>上記の者は、富山県希少野生動植物保護条例第 16 条第 1 項の規定による 立入検査を行う職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	
富山県知事	印

(裏)

富山県希少野生動植物保護条例 (抜粋)

(報告徴収及び立入検査)

第 16 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 12 条第 1 項の許可を受けた者又は指定希少野生動植物の個体等を販売若しくは頒布をする目的で指定希少野生動植物の個体等の陳列等をした者に対し、指定希少野生動植物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等若しくは陳列等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第 16 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3)、(4) (略)

様式第 7 号（第18条関係）

管理地区内行為許可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

管理地区の区域内における行為の許可を受けたいので、富山県希少野生動植物保護条例第20条第5項の規定により、次のとおり申請します。

行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法（指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）	
行為の着手の予定日	年 月 日
行為の完了の予定日	年 月 日

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- 2 「行為の種類」の欄には、富山県希少野生動植物保護条例第20条第4項

各号に掲げる行為を記入すること。

- 3 「行為の目的」の欄には、当該行為を行う目的及びその必要性を具体的に記入すること。
 - 4 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記入すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
 - 5 「行為の施行方法」の欄には、当該行為の内容及び施行方法を具体的に記入すること。
 - 6 申請者（法人にあっては、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
-

様式第 8 号 (第19条関係)

管理地区内既着手行為届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

管理地区が指定された際、行為に着手していたので、富山県希少野生動植物保護条例第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為の完了の日又は予定日	年 月 日

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- 2 「行為の種類」の欄には、富山県希少野生動植物保護条例第20条第4項各号に掲げる行為を記載すること。
- 3 「行為の目的」の欄には、当該行為を行う目的及びその必要性を具体的に記入すること。

-
- 4 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記入すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
 - 5 「行為の施行方法」の欄には、当該行為の内容及び施行方法を具体的に記入すること。
 - 6 届出者（法人にあっては、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
-

様式第 9 号（第 21 条関係）

管理地区内応急措置行為届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

管理地区内において非常災害に対する必要な応急措置をしたので、富山県希少野生動植物保護条例第 20 条第 10 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為の着手の日	年 月 日
行為の完了の日又は予定日	年 月 日

備考

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄には、富山県希少野生動植物保護条例第 20 条第 4 項各号に掲げる行為を記載すること。
- 3 「行為の目的」の欄には、当該行為を行う目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- 4 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記入すること。
- 5 「行為の施行方法」の欄には、当該行為の内容及び施行方法を具体的に記入すること。
- 6 届出者（法人にあつては、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第10号（第23条関係）

立入制限地区内立入許可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

立入制限地区内への立入りの許可を受けたいので、富山県希少野生動植物保護条例第21条第5項において準用する条例第20条第5項の規定により、次のとおり申請します。

立入りの目的となる行為	
立入り制限地区の位置及び名称	
立ち入る者の数	
立入りの方法	
立入りの開始の予定日	年 月 日
立入りの予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 次に掲げる書類を添付すること。
 - 位置図
 - 立ち入る経路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面
- 「立入りの方法」の欄には、立ち入る経路、立入りに使用する機器、立ち入る時間等立入制限地区内での行為の状況を具体的に記入すること。
- 申請者（法人にあっては、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 11 号（第 24 条関係）

監視地区内行為届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

富山県希少野生動植物保護条例第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法（指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）	
行為の着手の予定日	年 月 日
行為の完了の予定日	年 月 日

備考

- 次に掲げる書類を添付すること。
 - 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
 - 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
 - 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- 「行為の種類」の欄には、富山県希少野生動植物保護条例第 20 条第 4 項

第 1 号から第 5 号までに掲げる行為を記載すること。

- 3 「行為の目的」の欄には、当該行為を行う目的及びその必要性を具体的に記入すること。
 - 4 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記入すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
 - 5 「行為の施行方法」の欄には、当該行為の内容及び施行方法を具体的に記入すること。
 - 6 届出者（法人にあっては、その代表者）が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
-

様式第12号（第26条関係）

（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。）

（表）

第 号	
身分証明書	
所属	
職名	
氏名	
生年月日 年 月 日	
上記の者は、富山県希少野生動植物保護条例第24条第2項の規定による 立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
富山県知事	
印	

（裏）

富山県希少野生動植物保護条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査等）

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第20条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)、(2) 略

(3) 第24条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 略

様式第13号（第26条関係）

（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。）

（表）

第 号	
身分証明書	
所属	
職名	
氏名	
生年月日 年 月 日	
上記の者は、富山県希少野生動植物保護条例第25条第1項の規定による 立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
富山県知事	
印	

（裏）

富山県希少野生動植物保護条例（抜粋）
（実地調査）
第25条 知事は、第19条第1項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。
2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
（1）～（3）（略）
（4）第25条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

様式第14号（第30条関係）

（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。）

（表）

第 号	
写真	富山県希少野生動植物保護監視員身分証明書
	氏名
<p>上記の者は、富山県希少野生動植物保護条例第34条第1項の規定により希少野生動植物の保護に関する監視、指導等を行う者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">富山県知事 印</p>	

（裏）

富山県希少野生動植物保護条例（抜粋）

（希少野生動植物保護監視員）

第34条 知事は、希少野生動植物の保護に関して必要な監視、指導等を行わせるため、希少野生動植物保護監視員（以下この条において「監視員」という。）を置くことができる。

2 監視員は、指定希少野生動植物の保護に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 監視員の任期は、3年とする。

4 監視員が行う指定希少野生動植物の個体に関する調査については、第11条第1項の規定は、適用しない。

5 知事は、監視員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又はこの条例の規定に違反し、その他監視員たるにふさわしくない非行があったときは、これを解任することができる。

富山県希少野生動植物保護条例施行規則（抜粋）

（身分証明書）

第30条 条例第34条第1項の希少野生動植物保護監視員は、希少野生動植物の保護に関する監視、指導等を行う場合は、その身分を示す証明書（様式第14号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（自然保護課）

